

# R 2 病経 旧徳島県立海部病院

## 牟・中村 外構等整備工事

### (防水板)

目次	
図面番号	図面名称
A-1	特記仕様書 1
A-2	特記仕様書 2
A-3	附近見取図 配置図
A-4	防水板 設置平面図
A-5	防水板 収納フック・仕様表
A-6	Aタイプ 平面図 詳細図 正面姿図
A-7	Bタイプ 平面図 詳細図 正面姿図
A-8	Cタイプ 平面図 詳細図 正面姿図
A-9	Dタイプ 平面図 詳細図 正面姿図
A-10	Eタイプ 平面図 詳細図 正面姿図
A-11	Eタイプ 平面図 詳細図 正面姿図

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

I. 工事概要

1. 工事名称	R2病棟 旧徳島県立海部病院 車・中村 外構等整備工事（防水板）
2. 工事場所	海部郡牟岐町大字中村字本村75番地1
3. 敷地面積	10034.45㎡
4. 工事種目	※工事内容： 防水板設置工事
5. 工事区分	※図示による。
6. 工期	工事完成年月日は 令和 年 月 日とする。

II. 建築工事仕様書

項目	特記事項																									
1. 適用基準等	<p>①図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁作務部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版（以下「仕様仕」という。）</li> <li>②公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）（以下「標準仕」という。）</li> <li>③建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）</li> </ul> <p>④設計図書優先順位は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 質問図書（②から⑤に対するもの）</li> <li>② 補充説明書</li> <li>③ 特記仕様書</li> <li>④ 図面</li> <li>⑤ 公共建築改修工事標準仕様書（平成31年版）等</li> </ol> <p>⑤施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工程については、施設管理者と協議の上決定すること</li> <li>・ 施設の使用に影響のある、騒音、振動、防塵等を伴う作業は施設管理者と、協議の上行うこと。</li> <li>・ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜補正・訂正の調整及び確認を行う。</li> <li>・ 本工事の着手前に、給排水、地下埋設物の調査を行う。</li> <li>・ コンクリート部分の取壊し工事は、8時から17時までとする。</li> <li>・ 工事のため占用する道路部分の許可等の関係官公署への届出手續等は本工事に含まれる。</li> </ul> <p>⑥本工事で使用する建設機械は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び監督等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員へ提出するものとする。</p> <p>但し、同規定に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>⑦本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 経機施第22号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等が分かる写真を監督員へ提出するものとする。</p> <p>⑧本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>⑨交通誘導警備員については、警備業法に基づき警備員とし、図示する場所に〇〇日間配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一般又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている・義務付けられない）。</li> <li>- 警備員は、昼〇人（昼〇人、夜〇人）うち検定合格警備員〇人を見込んでいく。</li> <li>- 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。</li> <li>- 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。</li> <li>- 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めるなければならない。</li> <li>- 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ提出しなければならない。</li> </ul> <p>⑩受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。</p> <p>⑪施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員へ提出すること。</p> <p>⑫上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>⑬施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員へ提出すること。</p>																									
2. 工事関係図書	<p>①工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>②工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の氏名、会社名、職名等を記載し、捺印写真を添付すること。</p> <p>③工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従うこと。</p> <p>④工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱（平成5年1月12日建設省建設発第1号）、建設副産物適正処理推進綱（平成5年1月12日建設省建設発第3号）その他関係法令により適切に処理すること。</p> <p>⑤受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設防護装置を含む）着手までに調査を行い、「支障物確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>⑥地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>⑦受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその程度修繕又は補償すること。</p> <p>⑧受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>⑨受注者は、機械等貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>⑩受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回転時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの乗台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>⑪受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納防止を防止する装置）、ブームの高さを制御する装置、付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和2年度までは、経過措置期間とするが、この期間において接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>⑫休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>⑬受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を行う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送時間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>⑭受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における連絡防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>⑮工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>⑯受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」（電子データ）を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>⑰発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づき物及び有価物と判断される物については、報告及び引渡しを要する。</li> <li>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従って処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員（契約書に規定する監督員をい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える）の指示に従う。</li> <li>(3) 撤去物の種類、発生材の処分場を記載する。</li> </ol> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処分許可業者の会社名</th> <th>所在地 処分地</th> <th>運搬距離 km</th> <th>処分費 (円) 税抜き</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3フリト（無防） 7フリト</td> <td>(有) 西野建材 海部郡海陽町大字宇松原32-163 (中間処分地) 海部郡海陽町大字宇松原32-163</td> <td>10.0</td> <td>1800</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>7フリト</td> <td>(有) 西野建材 海部郡海陽町大字宇松原32-163 (中間処分地) 海部郡海陽町大字宇松原32-163</td> <td>10.0</td> <td>1800</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>金属（処分）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚泥</td> <td>新) 徳島県埋填整備公社 (橋) 阿南市綱町小橋187番の地先 阿南市綱町小橋187番の地先</td> <td>35.3</td> <td>12700</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場でも差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良廃棄処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良廃棄処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良廃棄処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。また、コンクリート・アスファルト類の焼出しについては、中間処理施設のみとする。</p>	処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 km	処分費 (円) 税抜き	単位	3フリト（無防） 7フリト	(有) 西野建材 海部郡海陽町大字宇松原32-163 (中間処分地) 海部郡海陽町大字宇松原32-163	10.0	1800	t	7フリト	(有) 西野建材 海部郡海陽町大字宇松原32-163 (中間処分地) 海部郡海陽町大字宇松原32-163	10.0	1800	t	金属（処分）					汚泥	新) 徳島県埋填整備公社 (橋) 阿南市綱町小橋187番の地先 阿南市綱町小橋187番の地先	35.3	12700	t
処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 km	処分費 (円) 税抜き	単位																						
3フリト（無防） 7フリト	(有) 西野建材 海部郡海陽町大字宇松原32-163 (中間処分地) 海部郡海陽町大字宇松原32-163	10.0	1800	t																						
7フリト	(有) 西野建材 海部郡海陽町大字宇松原32-163 (中間処分地) 海部郡海陽町大字宇松原32-163	10.0	1800	t																						
金属（処分）																										
汚泥	新) 徳島県埋填整備公社 (橋) 阿南市綱町小橋187番の地先 阿南市綱町小橋187番の地先	35.3	12700	t																						

項目	特記事項	項目	特記事項																								
3. 安全衛生管理	<p>①工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>②工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の氏名、会社名、職名等を記載し、捺印写真を添付すること。</p> <p>③工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従うこと。</p> <p>④工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱（平成5年1月12日建設省建設発第1号）、建設副産物適正処理推進綱（平成5年1月12日建設省建設発第3号）その他関係法令により適切に処理すること。</p> <p>⑤受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設防護装置を含む）着手までに調査を行い、「支障物確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>⑥地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>⑦受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその程度修繕又は補償すること。</p> <p>⑧受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>⑨受注者は、機械等貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>⑩受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回転時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの乗台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>⑪受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納防止を防止する装置）、ブームの高さを制御する装置、付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和2年度までは、経過措置期間とするが、この期間において接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>⑫休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>⑬受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を行う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送時間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>⑭受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における連絡防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>⑮工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>⑯受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」（電子データ）を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>⑰発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づき物及び有価物と判断される物については、報告及び引渡しを要する。</li> <li>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従って処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員（契約書に規定する監督員をい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える）の指示に従う。</li> <li>(3) 撤去物の種類、発生材の処分場を記載する。</li> </ol> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処分許可業者の会社名</th> <th>所在地 処分地</th> <th>運搬距離 km</th> <th>処分費 (円) 税抜き</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3フリト（無防） 7フリト</td> <td>(有) 西野建材 海部郡海陽町大字宇松原32-163 (中間処分地) 海部郡海陽町大字宇松原32-163</td> <td>10.0</td> <td>1800</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>7フリト</td> <td>(有) 西野建材 海部郡海陽町大字宇松原32-163 (中間処分地) 海部郡海陽町大字宇松原32-163</td> <td>10.0</td> <td>1800</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>金属（処分）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚泥</td> <td>新) 徳島県埋填整備公社 (橋) 阿南市綱町小橋187番の地先 阿南市綱町小橋187番の地先</td> <td>35.3</td> <td>12700</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場でも差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良廃棄処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良廃棄処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良廃棄処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。また、コンクリート・アスファルト類の焼出しについては、中間処理施設のみとする。</p>	処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 km	処分費 (円) 税抜き	単位	3フリト（無防） 7フリト	(有) 西野建材 海部郡海陽町大字宇松原32-163 (中間処分地) 海部郡海陽町大字宇松原32-163	10.0	1800	t	7フリト	(有) 西野建材 海部郡海陽町大字宇松原32-163 (中間処分地) 海部郡海陽町大字宇松原32-163	10.0	1800	t	金属（処分）					汚泥	新) 徳島県埋填整備公社 (橋) 阿南市綱町小橋187番の地先 阿南市綱町小橋187番の地先	35.3	12700	t	<p>4. 工事現場管理</p> <p>排水の処理 舗装版切断に伴い発生する排水は、汚泥に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書（様式）を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>①受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第14号）第5条で規定される事項、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設法）第14条第2項第2号で規定される事項、又は「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加齢アスファルト適合土又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一）財日本建設情報センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される事項、又は一定規模以上の工事（コンクリート塊、アスファルト塊、コンクリート塊、建設発生土、建設汚泥又は建設副産物を工事現場から搬出する場合は、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実績書及び再生資源利用促進実績書を作成し、監督員へ提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRIS入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>②本工事の着手前に、給排水等の調査を行う。調査期間は、1週間とする。</p> <p>5. 施工調査</p> <p>6. 材料・製品等</p> <p>①本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</li> <li>(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</li> <li>(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</li> </ol> <p>なお、「評価欄」に「○」と記載されているものは、国土交通大臣官庁作務部監修「建築材料等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>②受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>③受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」（電子データ）、「建設資材使用実績報告書」（電子データ）を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>④県産木材の使用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受注者は、工事品及び指定仮設木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</li> <li>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 徳島県木料認定証により、県内産であることが「産地認証」された木材</li> <li>② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</li> </ol> </li> <li>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員へ提出し、承諾を得なければならない。</li> <li>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木料認定機関から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</li> <li>(5) 県内の森林から直接採出するもの、取項より難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</li> </ol> <p>⑤製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（バーティカルボード、縦積板、木質系セントラック）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質系は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木質製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法性証明を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より採集業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点・原料・製品等を保管している者が「証明書」を平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>⑥改修仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>⑦県内産資材の使用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、IT対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</li> <li>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員へ提出し、承諾を得なければならない。</li> </ol>
処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 km	処分費 (円) 税抜き	単位																							
3フリト（無防） 7フリト	(有) 西野建材 海部郡海陽町大字宇松原32-163 (中間処分地) 海部郡海陽町大字宇松原32-163	10.0	1800	t																							
7フリト	(有) 西野建材 海部郡海陽町大字宇松原32-163 (中間処分地) 海部郡海陽町大字宇松原32-163	10.0	1800	t																							
金属（処分）																											
汚泥	新) 徳島県埋填整備公社 (橋) 阿南市綱町小橋187番の地先 阿南市綱町小橋187番の地先	35.3	12700	t																							

工事名	R2病棟 旧徳島県立海部病院 車・中村 外構等整備工事（防水板）	図面番号	A-1	校 振 級 建築士事務所
図面名称	特記仕様書 1	縮尺		徳島県津田町4丁目3番2号 TEL 089-662-2844 松島興業 1級建築士 登録番号 01874号

1章 一般共通事項

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																	
6. 材料・製品等	<p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書等その関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の3第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用しよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時又は経営改革課へ問い合わせ、工事に進捗のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p>	2章 改修仮設工事	<p>1. 一般事項</p> <p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p> <p>◎監督員の指示による。</p> <p>◎監督員事務所は(設ける面積 m<sup>2</sup>程度) <b>設けない</b>。</p> <p>◎既存電力、用水利用(出来る・<b>出さない</b>)ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎同用地は、(図示の場所に・<b>用意していないので業者にて</b>)設けること。</p> <p>◎夜間の安全対策には充分考慮すること。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快通トイレ)」を設置しなければならない。</p> <p>ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。</p> <p>○快通トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p>	5章 その他工事	<p>◎ 脱着式アルミ防水板 (付たごーど 参考品) J防水板 (JF-WP-10程度)</p> <p>◎ 脱着式78防水板の滑落速度3m/s</p> <p>◎ 浸水防止用設備の性能基準 (評価ランク) MVL (2.0) -5等級相当</p> <p>◎止水板の設置工事は製作メーカーの責任施工とすると共に、2年間の製品保証を提出すること。</p> <p>※ 防水板仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型式</th> <th>脱着式(下枠有り)</th> <th>外締</th> <th>露出枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>止水高さ</td> <td colspan="3">H= 400・800~900</td> </tr> <tr> <td>止水性能</td> <td colspan="3">0.02*/h・㎡以下(単位面積当たり)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">パネル</td> <td>中空アルミ合金押出型材 (A6063S-T5)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>止水ゴム</td> <td>EPDM・CRゴム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハンドル</td> <td>亜鉛合金製 (ZDC2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手掛</td> <td>SUS RB-10φ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表示シール</td> <td>黄色下地黒文字(丸コック)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置表示</td> <td colspan="2">プリントシール貼り</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">側枠</td> <td>SUS304 PL-2.0t HL</td> <td>ハ 補当り:PL-2.0×30×30 L=35</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SUS304 PL-2.0t HL</td> <td>カ7ヶ:SUS304 PL-2.0×100×25 H=14</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">下枠</td> <td>中柱部B.PL:SUS304 PL-5.0t HL</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(インサートSUS304 M12埋込、SUS化被膜アルミ M12)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>蓋(歩行荷重)</td> <td>SUS304 PL-3.0t</td> <td>(ホ) 耐アレート電解研削</td> <td>ステンレス把手付</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中柱</td> <td>SUS304 PL-2.0t HL</td> <td>ハ 補当り:PL-2.0×30×30 L=35</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中柱押エ</td> <td>SUS304 PL-5.0t HL・SUS304 M12φ 1/2締付 W付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>00</td> <td></td> <td></td> <td>(SUS六角ボルト M12×35)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3">防水板が固定される構造体(建具等)の強度を確認の上施工すること。</td> </tr> </tbody> </table>	型式	脱着式(下枠有り)	外締	露出枠	止水高さ	H= 400・800~900			止水性能	0.02*/h・㎡以下(単位面積当たり)			パネル	中空アルミ合金押出型材 (A6063S-T5)			止水ゴム	EPDM・CRゴム		ハンドル	亜鉛合金製 (ZDC2)		手掛	SUS RB-10φ		表示シール	黄色下地黒文字(丸コック)		位置表示	プリントシール貼り			側枠	SUS304 PL-2.0t HL	ハ 補当り:PL-2.0×30×30 L=35		SUS304 PL-2.0t HL	カ7ヶ:SUS304 PL-2.0×100×25 H=14		下枠	中柱部B.PL:SUS304 PL-5.0t HL			(インサートSUS304 M12埋込、SUS化被膜アルミ M12)			蓋(歩行荷重)	SUS304 PL-3.0t	(ホ) 耐アレート電解研削	ステンレス把手付	中柱	SUS304 PL-2.0t HL	ハ 補当り:PL-2.0×30×30 L=35		中柱押エ	SUS304 PL-5.0t HL・SUS304 M12φ 1/2締付 W付		00			(SUS六角ボルト M12×35)	備考	防水板が固定される構造体(建具等)の強度を確認の上施工すること。		
型式	脱着式(下枠有り)	外締	露出枠																																																																			
止水高さ	H= 400・800~900																																																																					
止水性能	0.02*/h・㎡以下(単位面積当たり)																																																																					
パネル	中空アルミ合金押出型材 (A6063S-T5)																																																																					
	止水ゴム	EPDM・CRゴム																																																																				
	ハンドル	亜鉛合金製 (ZDC2)																																																																				
	手掛	SUS RB-10φ																																																																				
	表示シール	黄色下地黒文字(丸コック)																																																																				
位置表示	プリントシール貼り																																																																					
側枠	SUS304 PL-2.0t HL	ハ 補当り:PL-2.0×30×30 L=35																																																																				
	SUS304 PL-2.0t HL	カ7ヶ:SUS304 PL-2.0×100×25 H=14																																																																				
下枠	中柱部B.PL:SUS304 PL-5.0t HL																																																																					
	(インサートSUS304 M12埋込、SUS化被膜アルミ M12)																																																																					
蓋(歩行荷重)	SUS304 PL-3.0t	(ホ) 耐アレート電解研削	ステンレス把手付																																																																			
中柱	SUS304 PL-2.0t HL	ハ 補当り:PL-2.0×30×30 L=35																																																																				
	中柱押エ	SUS304 PL-5.0t HL・SUS304 M12φ 1/2締付 W付																																																																				
00			(SUS六角ボルト M12×35)																																																																			
備考	防水板が固定される構造体(建具等)の強度を確認の上施工すること。																																																																					
7. 施工	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を出し、監督員の検査を受け、承認を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承認を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事は、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事を用い、一般入札工事は、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	3章 防水改修工事	<p>1. シーリング</p> <p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <p>◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。</p> <p>◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。</p> <p>◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等(行う・<b>行わない</b>)。</p> <p>◎外側に面するシーリング材は、施工に先立ち<b>(簡易接着性試験・引張接着性試験)</b>を行う。</p> <p>◎種類及び施工箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS-2</td> <td>実成シリコーン</td> <td>防水板の格等とコック1面</td> <td>新設</td> <td>25×10 5×5</td> <td>簡易接着性試験</td> </tr> </tbody> </table>	記号	材質	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験	MS-2	実成シリコーン	防水板の格等とコック1面	新設	25×10 5×5	簡易接着性試験																																														
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																				
3千万円未満	—	1回																																																																				
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																				
記号	材質	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験																																																																	
MS-2	実成シリコーン	防水板の格等とコック1面	新設	25×10 5×5	簡易接着性試験																																																																	
8. 工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を出し、監督員の検査を受け、承認を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承認を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事は、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事を用い、一般入札工事は、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	4章 金属工事	<p>1. 一般事項</p> <p>◎製品の取付に当たっては、受材の有無並びにアンカーの長さ、径及び本数等について、十分耐力のある工法を選択し、監督員の承認を得ること。</p> <p>◎あと施工アンカーの引抜き耐力の確認試験(行う・<b>行わない</b>)。</p> <p>◎ステンレス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>表面仕上げの種別</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SUS304</td> <td>ヘアリ</td> <td>柱、柱等</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎溶接、ろう付け等</p> <p>◎溶接及びろう付けによる検査後は、各表面仕上げの種類の皮膜処理を行うこと。</p>	種 類	表面仕上げの種別	施 工 箇 所	SUS304	ヘアリ	柱、柱等																																																				
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																				
3千万円未満	—	1回																																																																				
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																				
種 類	表面仕上げの種別	施 工 箇 所																																																																				
SUS304	ヘアリ	柱、柱等																																																																				
9. 完成図等	<p>◎電子納品:対象</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>竣工図(製本部、電子データ部)(A4・A3・A2・原図版)</li> <li>工事写真(写真帳 1部(着事前・竣工)、電子データ 2部)</li> <li>使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部)</li> <li>保金に関する資料</li> </ul> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。</p> <p>竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式を0D-RIに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。しゅん工については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官庁官庁官庁官庁官庁官庁「管轄工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サイ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる・<b>よらない</b>)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の画像情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承認を得たうえで、デジタル工事写真の画像情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県QAS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の画像情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	区 分	サイ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ	4章 金属工事	<p>1. 一般事項</p> <p>◎製品の取付に当たっては、受材の有無並びにアンカーの長さ、径及び本数等について、十分耐力のある工法を選択し、監督員の承認を得ること。</p> <p>◎あと施工アンカーの引抜き耐力の確認試験(行う・<b>行わない</b>)。</p> <p>◎ステンレス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>表面仕上げの種別</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SUS304</td> <td>ヘアリ</td> <td>柱、柱等</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎溶接、ろう付け等</p> <p>◎溶接及びろう付けによる検査後は、各表面仕上げの種類の皮膜処理を行うこと。</p>	種 類	表面仕上げの種別	施 工 箇 所	SUS304	ヘアリ	柱、柱等																																																					
区 分	サイ ズ																																																																					
着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																					
工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																					
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																					
種 類	表面仕上げの種別	施 工 箇 所																																																																				
SUS304	ヘアリ	柱、柱等																																																																				
10. デジタル工事写真の画像情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の画像情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承認を得たうえで、デジタル工事写真の画像情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県QAS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の画像情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>		<p>◎製品の取付に当たっては、受材の有無並びにアンカーの長さ、径及び本数等について、十分耐力のある工法を選択し、監督員の承認を得ること。</p> <p>◎あと施工アンカーの引抜き耐力の確認試験(行う・<b>行わない</b>)。</p> <p>◎ステンレス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>表面仕上げの種別</th> <th>施 工 箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SUS304</td> <td>ヘアリ</td> <td>柱、柱等</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎溶接、ろう付け等</p> <p>◎溶接及びろう付けによる検査後は、各表面仕上げの種類の皮膜処理を行うこと。</p>	種 類	表面仕上げの種別	施 工 箇 所	SUS304	ヘアリ	柱、柱等																																																													
種 類	表面仕上げの種別	施 工 箇 所																																																																				
SUS304	ヘアリ	柱、柱等																																																																				

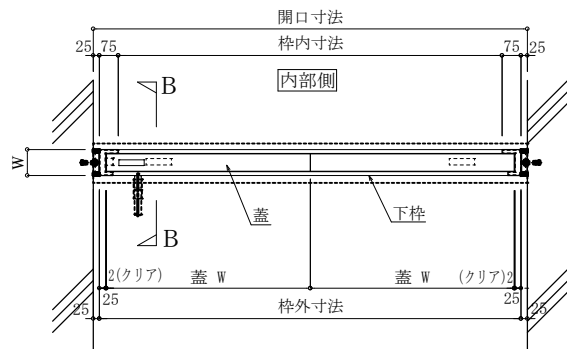




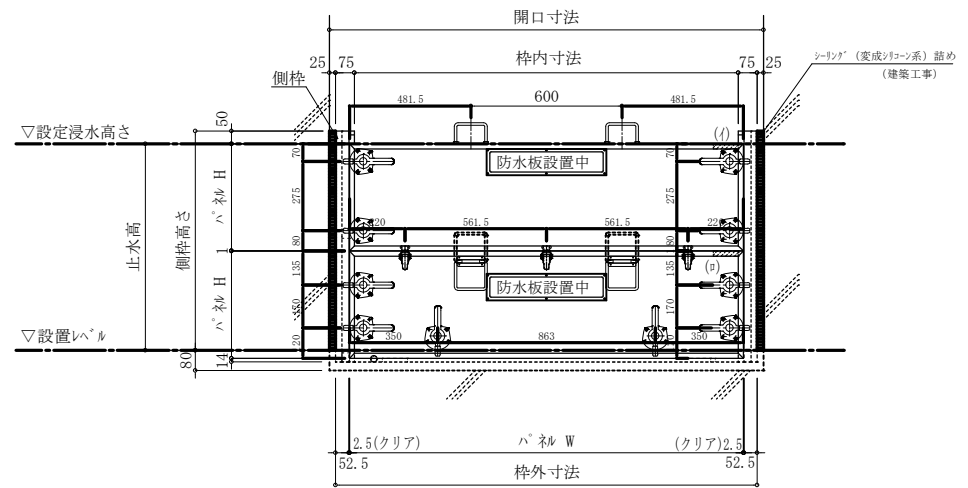




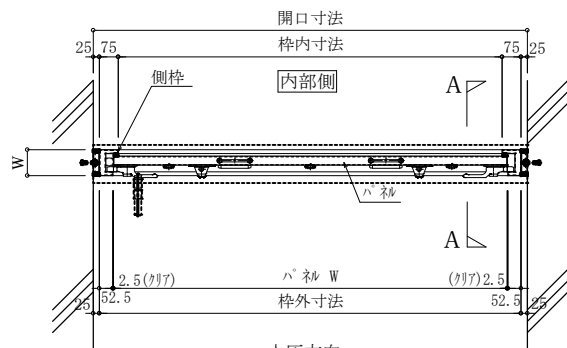
タイプB  
(参考図)



防水板(平常時)平面図 S=1/15



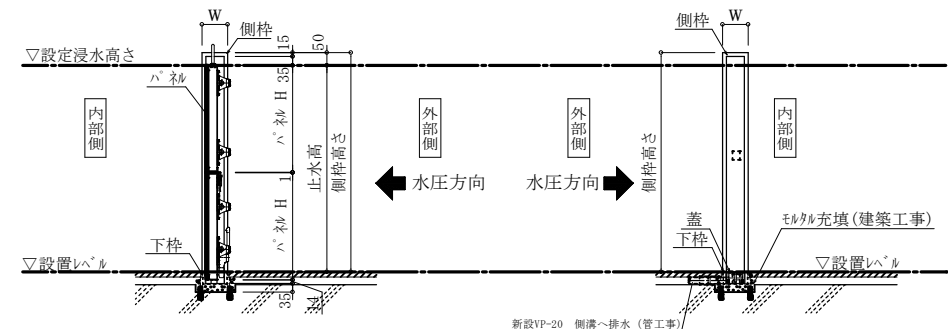
防水板 正面姿図 S=1/15



防水板(装着時)平面図 S=1/15

W寸法

パネル厚	W寸法
t32	102
t42	112
t62	132
t82	152



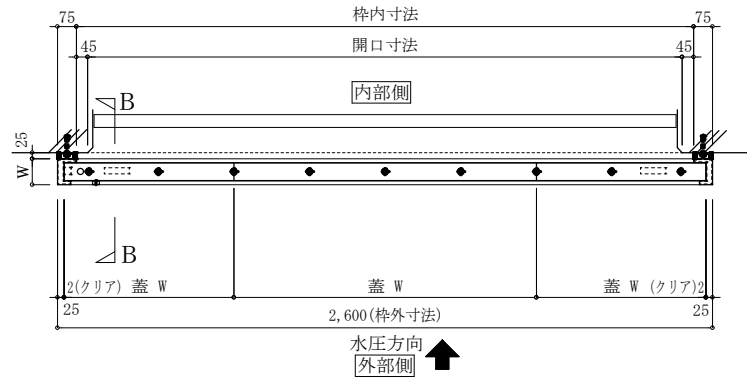
A-A 断面詳細図 S=1/15

B-B 断面詳細図 S=1/15

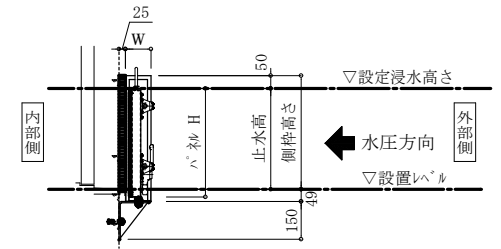




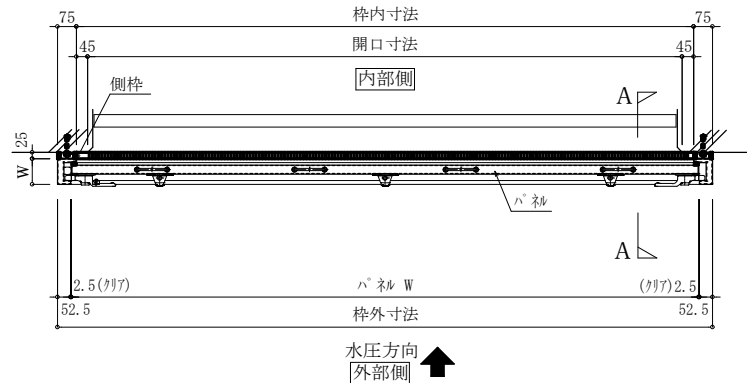
タイプD  
(参考図)



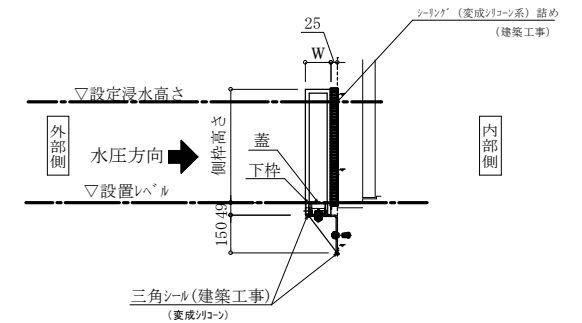
防水板(平常時)平面図 S=1/15



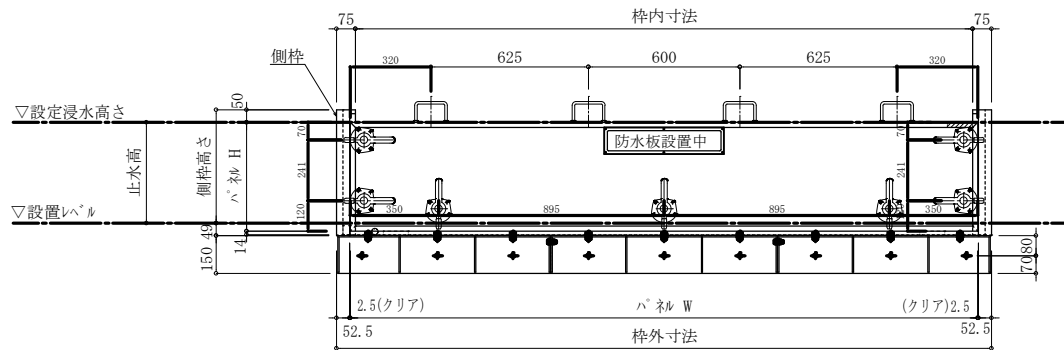
A-A 断面詳細図 S=1/15



防水板(装着時)平面図 S=1/15



B-B 断面詳細図 S=1/15



防水板 正面姿図 S=1/15

W寸法

パネル厚	W寸法
t32	102
t42	112
t62	132
t82	152

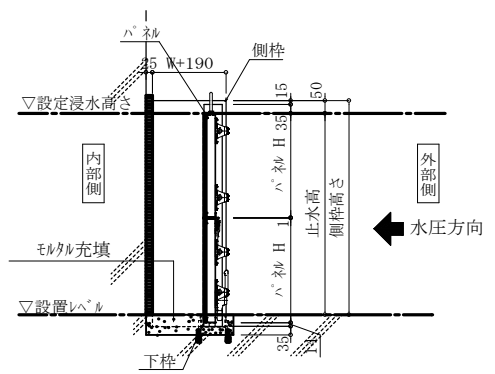
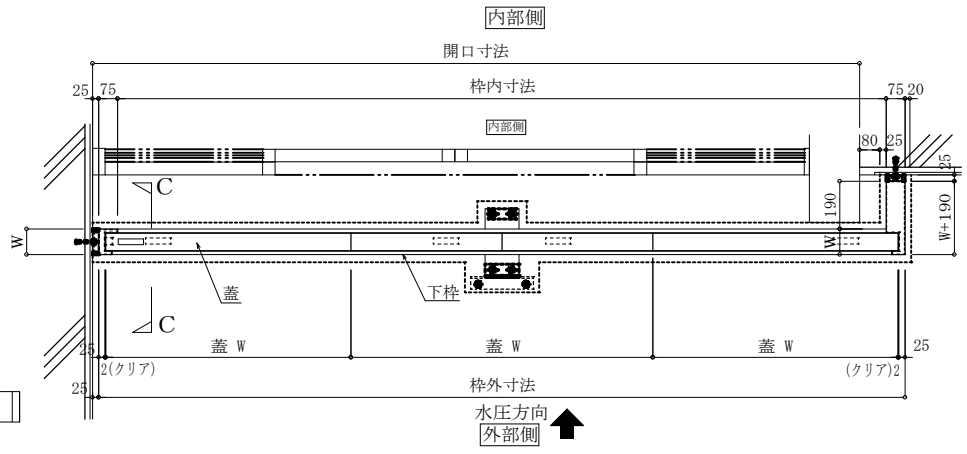


**タイプF**  
(参考図)

**W寸法**

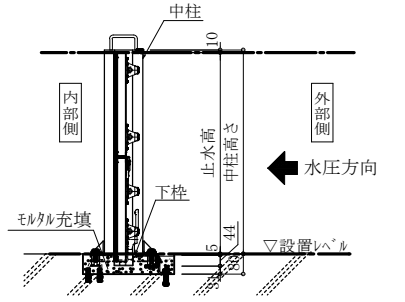
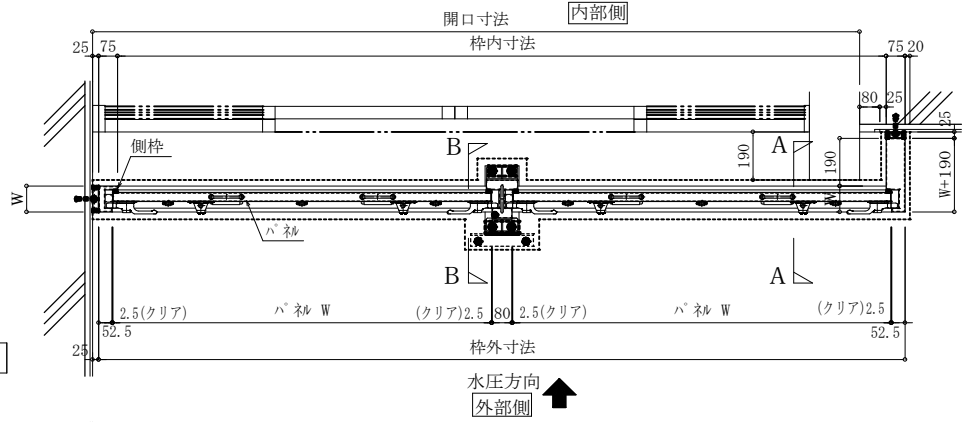
パネル厚	W寸法
t32	102
t42	112
t62	132
t82	152

防水板(解除時)平面図 S=1/15



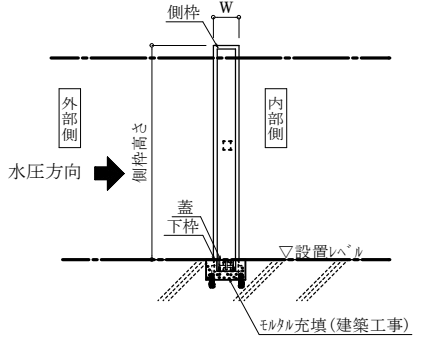
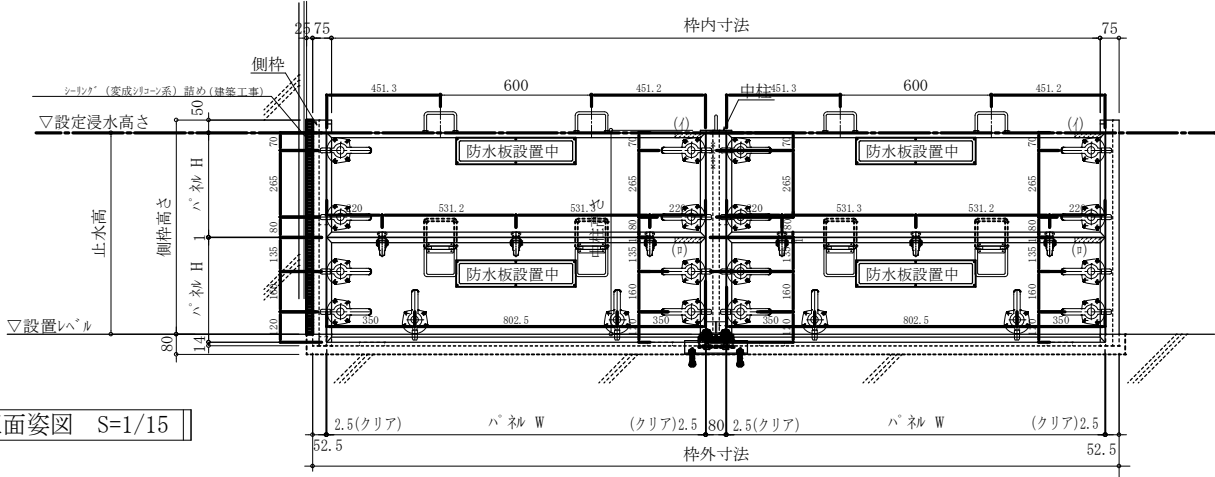
A-A 断面詳細図 S=1/15

防水板(装着時)平面図 S=1/15



B-B 断面詳細図 S=1/15

防水板 正面姿図 S=1/15



C-C 断面詳細図 S=1/15